

令和6年度大野城市会計年度任用職員（特別支援教育支援員）募集要項

1 採用予定職種及び人数

職種	募集人数	勤務内容
特別支援教育支援員	15名	小中学校の特別支援学級で、児童生徒の日常生活上の介助及び支援

※採用人数は変更になることがあります。

2 基本的な勤務条件

任用期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで ※募集期間によっては任用開始が変更になることがあります。
勤務日	週5日
勤務時間	小学校勤務：週36時間15分（1日7.25時間） 中学校勤務：週38時間45分（1日7.75時間）
勤務場所	市内小中学校
給料・報酬	小学校勤務：時給1,056円 ※支給日：翌月の15日 中学校勤務：日給8,182円 ※支給日：翌月の15日
諸手当	期末手当、時間外勤務手当、通勤手当 ※条例・規則の定める条件に当てはまる場合に支給されます。
休日	週休日（原則として土・日曜日）、祝日、年末年始、学校休業日
休暇	任用期間に応じて年次有給休暇を付与（1年間に最大20日） ※事由によって、特別休暇等が付与される場合もあります。（忌引や夏季休暇など）
社会保険	健康保険（福岡県市町村職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。 ※以下に該当する場合は、健康保険、厚生年金保険の加入対象です。 ・週労働時間20時間以上 ・月額賃金8.8万円以上 ・勤務期間2か月超
公務災害	市の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれかが適用されます。
服務	一般職の地方公務員として、守秘義務、職務専念義務などの服務上の規定が適用されます。

3 採用試験

応募受付期間	令和6年3月4日(月)から採用人数に達するまで随時(毎週金曜日)とします。
実施時期	募集期間を随時(毎週金曜日)とするため、試験官と日程を調整して試験日を決定します。
試験会場	大野城市役所
実施方法	面接
受験資格	<p>本業務に関して経験を有する人又は理解のある人</p> <p>※地方公務員法第16条の規定に基づき、以下に該当する人は受験できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 ・大野城市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人 ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた人 ・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人
申込方法	<p>大野城市会計年度任用職員採用試験申込書(市役所に応募案内と共に備え付け、またはホームページに掲載)に必要な事項を記載の上、申し込み先に郵送、または直接提出してください。(※申込書①及び②を提出する際、資格の写しも一緒に提出してください。)</p> <p>※いったん受理した書類は、いかなる理由があっても返却しません。</p> <p>※申込書は2通あります。</p> <p>申込書①には、必要事項を記載のうえ、写真票に顔写真の貼付、受験票を切り取り、郵便はがきの裏面に貼り付け、表面に返送用の宛名の記載してください。</p> <p>申込書②(申込用履歴書)には必要事項を記載のうえ、顔写真の貼付をしてください。</p>
提出先	<p>〒816-8510</p> <p>大野城市曙町2丁目2番1号 大野城市教育支援課</p> <p>※郵送の場合、必ず封筒の表に「会計年度任用職員(特別支援教育支援員)申込」と朱書きし、封筒の裏には差出人の住所・氏名を記載してください。</p> <p>※持参の場合は、市役所5階教育支援課に直接持参してください。</p>
提出期限	<p>採用人数に達するまで随時(毎週金曜日)受け付けます。</p> <p>※持参の場合の受付は、平日8時30分から17時までです。</p>
合格発表	<p>試験後1週間以内に採用者に電話連絡をするとともに受験者に郵送で結果を通知します。</p> <p>※合否結果について、電話での問い合わせにはお答えできません。</p>
試験結果開示	<p>受験者本人に限り、合格発表後1週間の間、簡易的な方法で試験結果の開示ができます。希望する人は、市役所5階の教育支援課まで、受験票を持参して申し出てください。</p> <p>※開示結果のコピーが必要な方はコピー代として10円が必要です。</p>

4 任用

合格後	採用試験の合格者は、令和7年3月31日までを登録期間とする会計年度任用職員候補者名簿(候補者名簿)に登録されます。
採用決定	採用試験では、採用人数に関わらず、その業務を行うにあたって合格水準にあると認められる人を全て合格者とするため、候補者名簿に登録されても、必ずしも全員が採用されるとは限りません。 採用者については、採用試験の成績やこれまでの勤務歴等から、業務への適性を考慮して決定します。 次年度の予算措置が講じられない場合、任用されないことがあります。
条件付採用	地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1カ月を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。